

まあじ及びまいわし対馬暖流系群の令和 4 管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法第15条第1項による、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度の漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）がこのたび通知されました。（令和 3 年 1 月 1 8 日付け 3 水管第2072号農林水産大臣通知）

上記特定水産資源の漁獲可能量は「現行水準」として示されたため、法第16条第 1 項に基づく知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めることとし、兵庫県資源管理方針の「別紙 1 - 1 まあじ」及び「別紙 1 - 2 まいわし対馬暖流系群」に示す漁獲可能量の知事管理区分、配分の基準に則して、次の表に掲げる管理区分に配分し、管理を行うこととします。

（漁業法第16条第 1 項に基づく知事管理漁獲可能量）

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まあじ	兵庫県まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	兵庫県まいわし漁業	現行水準

※参考 兵庫県資源管理方針別紙抜粋

（別紙 1 - 1）

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

（別紙 1 - 2）

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。